

令和8年度 事業計画



社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会

目 次

はじめに	1
------	---

地域福祉活動計画に係る基本方針

基本目標 1	2
--------	---

つながりと支え合いの意識づくり

基本目標 2	5
--------	---

つながりと支え合いを育む仕組みづくり

基本目標 3	13
--------	----

多様な選択肢を生み出し、個々に寄り添った仕組みづくり

基本目標 4	20
--------	----

安全で安心して暮らせるまちづくり

----- 運営・管理に関する事業 -----

法人運営	24
------	----

事務局運営	25
-------	----

福祉センター管理	25
----------	----

はじめに

令和7年12月に青森県東方沖を震源とする最大震度6強の地震が、本年1月には島根県東部を震源とする最大震度5強の地震が発生しました。また昨年3月には今治市で林野火災が、11月には大分市佐賀関で大規模火災が発生するなど地震以外の災害も相次ぎました。こうした災害の頻発に加え少子化や核家族化など社会情勢の変化により、地域を取り巻く環境は大きく変化しており、人と人が支え合う地域福祉の重要性が、改めて強く認識されています。

本会では、これまでの災害支援活動や防災・減災に関する取組みを通じて、災害発生時における支援体制の整備に加え、平時からの備えや人材確保・養成に努めてきました。特に被災者生活サポートボランティアセンターの運営については、近隣3社会福祉協議会と合同でICTを活用した研修を実施するなど、令和6年度に引き続き、関係団体との連携を強化し、災害対応力の向上を図ってきています。

また、国が進める地域共生社会の実現に向けた取組みが進展する中、地域住民の複雑化・複合化した地域生活ニーズに的確に対応するため、社会福祉協議会に求められる役割は、これまで以上に重要性を増しています。

特に近年の物価上昇による家計への影響は依然として高く低所得者層や生活困窮者を取り巻く状況は、引き続き厳しいものがあります。こうした深刻な生活課題や社会的孤立といった地域福祉の課題に向き合い、地域のさまざまな生活課題を受け止め、相談支援や解決につなげるなど、誰一人取り残さない支援を推進していくことは、本会の重要な使命です。

このため本会では、生活支援体制整備事業や重層的支援体制整備事業(参加支援事業)をはじめ、権利擁護支援、成年後見制度の利用促進、市民後見人の養成、「はつかいちひきこもり支援ステーション」の運営など、多様な立場や状況にある方々を支える取組みを総合的に実施してきました。令和8年度は、廿日市市の地域福祉の理念や仕組みを定めた第4期廿日市市地域福祉計画(R8~13)、およびその行動計画を定めた本会の第4期廿日市市地域福祉活動計画(R8~13)を踏まえ、これらの取組を着実に推進するとともに、地域における支え合いの仕組みづくりを推進し、地域共生社会の構築に引き続き取組みます。

本会がその役割を十分に果たしていくためには、時代の変化や住民ニーズを的確に把握し、柔軟かつ持続可能な事業運営を行うことが不可欠です。令和8年度は、第3次中期経営計画に基づき、コミュニケーションツールとしてのICTの活用や個人情報等を踏まえたAIの導入など、新たな技術を積極的に取り入れ、業務の質や効率の向上を図るとともに、組織内外の連携を一層強化します。あわせて、安定的な事業運営に向け、新たな財源確保に向けた取組みを進めます。

本会は今後も、地域の皆さまと連携しながら、支え合いの輪を広げ、「住民一人ひとりが主役のまちづくり」のまち、廿日市市の実現に向け、着実に事業を推進してまいります。

地域福祉活動計画に係る基本方針

令和8年度は、活動計画および経営計画で示す推進事項がスムーズに取り組めるよう、次の4つを基本目標に設定し、現在行なっている事業の改善を図りながら、継続して取組みます。

【基本目標】

- 1 つながりと支え合いの意識づくり
- 2 つながりと支え合いを育む仕組みづくり
- 3 多様な選択肢を生み出し、個々に寄り添った仕組みづくり
- 4 安全で安心して暮らせるまちづくり

基本目標 1

つながりと支え合いの意識づくり

「誰かの役に立ちたい」「地域と関わりたい」という思いがあっても、どこに相談すればよいかわからない、どう関わればよいかわからないと感じ、行動につなげられない人も少なくありません。

また、地域にはさまざまな活動や支援がありますが、それぞれが別々に行われていたり、情報が届きにくかったりする状況もあります。

「できることを、できるときに」という思いを大切にしながら、住民一人ひとりが地域の一員として互いに関心を持ち、声をかけ合い、気かけ合える関係を育てていくことが大切です。

だからこそ、支え合うことを特別なこととせず、「お互いさま」の気持ちが自然に広がる地域づくりを進めます。

この基本目標に向けて実施する事業は次のとおりです。

事業名		第4期廿日市市地域福祉活動計画との関連性	予算額 (千円)	財 源	
				自 主	依 存
1	福祉人材育成事業	協働目標 1/推進事項 3	1,858	○	○
2	(廿)ボランティアセンター活動推進事業	協働目標 1/推進事項 1 協働目標 1/推進事項 2 協働目標 2/推進事項 7	458	○	○
3	(佐)ボランティアセンター活動推進事業	協働目標 1/推進事項 1 協働目標 1/推進事項 2 協働目標 2/推進事項 7	235	○	○
4	(吉)ボランティアセンター活動推進事業	協働目標 1/推進事項 1 協働目標 1/推進事項 2 協働目標 2/推進事項 7	10		○
5	(大)ボランティアセンター活動推進事業	協働目標 1/推進事項 1 協働目標 1/推進事項 2 協働目標 2/推進事項 7	249	○	○
6	(宮)ボランティアセンター活動推進事業	協働目標 1/推進事項 1 協働目標 1/推進事項 2 協働目標 2/推進事項 7	10	○	
7	広報啓発事業	協働目標 1/推進事項 4	1,192	○	○

各事業の詳細については、次のとおりです。

1 福祉人材育成事業	
目 的	住民が安心して、福祉・介護のサービスを受けながら廿日市市で暮らしていくため、福祉・介護人材の確保、育成、定着に向けた取組みを関係機関と協働して推進する。
実 施 内 容	(1) 廿日市市福祉・介護人材確保等総合支援協議会の運営 ア 福祉・介護人材確保等総合支援協議会の開催(年1回) イ 福祉・介護人材確保等総合支援協議会「全体会」の開催(年1回) (2) 人材マッチング・情報発信(イメージアップ) ア ハローワークと連携した取組み

	廿日市市福祉・介護人材セミナーの参画(11月) (ハローワーク廿日市・廿日市高齢者ケアセンター・廿日市市共催) イ FMはつかいち「はつぴたいむ」の放送 毎月第3木曜日 毎月、福祉、介護の魅力を施設・事業所の職員等から発信 ウ 福祉のお仕事出前講座調整 将来の職業選択の一つとなるよう介護福祉士会と連携し、福祉の仕事の魅力を発信 エ あつまりん祭で施設・求人紹介ブースの設置(10/17予定) (3) 職員の定着・育成 ア 施設職員相互研修 市内の福祉施設間の職員が他の施設で職場体験を実施 イ 「福祉・介護を元気にする会」との連携 (4) 新規人材の確保 初任者研修の開催 (5) 社会福祉士養成校からの実習受け入れ
--	--

2 (廿) ボランティアセンター活動推進事業

目 的	福祉・ボランティアに関する普及啓発・情報発信を行う。市内の小中学校の福祉学習の機会を通じて、支援が必要な人に対するボランティアの意義や必要性を伝える。福祉への関心を高め、ボランティア活動に積極的に参加できる機会を作り、活動が活発に行われる地域づくりを推進する。
実施内容	(1) ボランティア調整・養成・活動啓発 ア 活動者の情報と活動場所の把握 イ 既存のボランティア団体の支援、新規ボランティア団体との連携 ウ ボランティア活動者と活動場所のフォロー (2) 福祉学習 ア 小中学校の福祉学習の相談、講師ボランティア調整、資器材の貸し出し イ 高校、大学との連携強化、福祉学習の展開支援 ウ ボランティア団体の福祉学習体験、事前・事後学習を支援 (3) ささえ愛ネットはつかいちの活動支援 (4) ボランティア活動保険等の取扱事務 (5) 企業の社会貢献活動への支援

3 (佐) ボランティアセンター活動推進事業

目 的	佐伯地域の小・中・高校生が取り組む福祉学習を支援し、新たな担い手の確保を行う。地域のボランティアへの支援を行い、継続的な活動を促す。
実施内容	(1) ボランティアの登録・相談・調整、保険加入業務 (2) ボランティア活動のきっかけづくりや養成講座の開催 (3) 小・中・高校生を対象にしたボランティア体験学習の開催 (4) 小学生を対象とした福祉教育(手話、点字等)体験学習の開催 (5) 佐伯ボランティアグループ連絡協議会「ひまわり会」の活動支援 (6) 佐伯クエスト(総合的な学習の事業)での高校生へのアドバイス (7) ボランティア活動の周知 佐伯地域広報紙「ひまわり日和」発行(年6回)、「花かご」パンフレット(年1回)

4 (吉) ボランティアセンター活動推進事業

目 的	吉和地域におけるボランティア活動を支援するとともに、地域住民や吉和小中学校の児童生徒
-----	--

	との交流体験を通じて、ボランティア活動への関心と理解を深め、次世代を担うボランティアの育成を図り、地域における活動者の増加を目指す。
実施内容	(1) ボランティアの登録・調整業務 (2) ボランティア活動保険の受付 (3) ボランティア吉和の活動・事務支援 (4) 吉和小中学校の児童生徒を対象とした交流体験の実施

5 (大)ボランティアセンター活動推進事業

目的	ボランティア体験を通じ、障がい・福祉についての理解を深め、さまざまな年代のボランティア活動者を増やす。また、地域住民同士の助け合いが広がることで、災害時などの緊急時に互いに助け合える人を増やす。
実施内容	(1) ボランティア登録・調整・相談業務・保険加入業務 (2) 新規ボランティア人材の開拓 職域での福祉体験学習(きっかけづくり講座)の実施やボランティア養成講座等の開催(年1回) (3) 地域ボランティア広報紙「ボランティアニュース」発行(年4回) (4) 大野ボランティア連絡協議会への活動支援および情報提供 (5) 大野ボランティア連絡協議会、地域団体との連携 (6) ボランティアセンター公式LINEの周知(適宜)

6 (宮)ボランティアセンター活動推進事業

目的	地域住民のボランティア活動への参加を促進し、相談対応や情報提供、活動調整を行うとともに、小学校での福祉教育に協力し、地域における支え合い活動と住民主体の福祉活動を推進する。
実施内容	(1) ボランティア登録・調整・相談業務 (2) ボランティア活動保険等の取扱事務 (3) 活動の連携 ア 宮島こども園(地域ふれあいフェスタ、街頭募金、世代間交流会) イ 宮島小学校(地域ふれあいフェスタ、認知症サポーター養成講座、宮島福祉センター施設見学、世代間交流会) ウ 宮島中学校(地域ふれあいフェスタ)

7 広報啓発事業

目的	市民の福祉に対する関心と意識を高めるため、広報紙やホームページなどを通じ、本会の取組みや福祉活動の紹介と市の福祉に関する情報を提供する。
実施内容	(1) 市社協パンフレットの発行 (2) 市社協広報紙「あいとぴあ」の発行(年4回) (3) 市社協ホームページの運営 (4) ソーシャルネットワークを利用した広報展開

基本目標 2

つながりと支え合いを育む仕組みづくり

高齢化の進行や生活環境の変化により、地域の中で人と人とのつながりが少しずつ薄れ、「困ったときに相談できる人が身近にいない」「頼ることをためらってしまう」といった状況が見られるようになってきました。

また、困りごとを抱えていても気づかれにくく、必要な支援につながるまでに時間がかかる場合もあります。

こうした課題に対応するためには、人と人が出会い、話し、自然につながるができる「場」や「仕組み」が必要です。

そのために「気づく」「つなぐ」「支える」ことが身近な地域で実現できる環境づくりを進め、年齢や立場を問わず、誰もが関われる地域の居場所を増やし、誰もが無理なく関われる仕組みを整えることで、支え合いが継続的に育まれる地域を目指します。

この基本目標に向けて実施する事業は次のとおりです。

事業名		第4期廿日市市地域福祉活動計画との関連性	予算額 (千円)	財 源	
				自主	依存
1	ファミリー・サポート・センター事業	協働目標 1/推進事項 2 協働目標 2/推進事項 6 協働目標 2/推進事項 7	9,489		○
2	生活支援体制整備事業	協働目標 2/推進事項 5 協働目標 2/推進事項 6 協働目標 2/推進事項 7 協働目標 3/推進事項 8 協働目標 3/推進事項 9 協働目標 4/推進事項 10	40,729		○
3	地域のつどいの場立ち上げ支援事業	協働目標 2/推進事項 6 協働目標 3/推進事項 8	926		○
4	地域のつどい・サロン支援事業	協働目標 2/推進事項 6 協働目標 3/推進事項 8	926	○	○
5	(吉)多機能サロン事業	協働目標 2/推進事項 6 協働目標 3/推進事項 8	260	○	○
6	(宮)高齢者自立支援事業	協働目標 2/推進事項 5 協働目標 2/推進事項 6	258	○	○
7	(廿)ささえあいのまちづくり推進事業	協働目標 1/推進事項 4 協働目標 2/推進事項 7 協働目標 3/推進事項 8	795	○	○
8	(佐)おもいやりのまちづくり推進事業	協働目標 1/推進事項 4 協働目標 3/推進事項 8 協働目標 2/推進事項 7	1,041	○	○
9	(吉)いきいき活動推進事業	協働目標 1/推進事項 4 協働目標 2/推進事項 5 協働目標 2/推進事項 7 協働目標 3/推進事項 8	185	○	○
10	(大)ふれあいのまちづくり推進事業	協働目標 1/推進事項 4 協働目標 3/推進事項 8	4,791	○	○
11	(宮)福祉コミュニティ支援事業	協働目標 2/推進事項 6 協働目標 3/推進事項 8	25	○	○

各事業の詳細については、次のとおりです。

1 ファミリー・サポート・センター事業	
目 的	地域の中で顔見知りや知り合いを増やし、困ったときの助け合いが気軽にできるようになることを目指す。
実施内容	(1) センター運営事業 ア 相談受付 イ 会員登録・管理 ウ 活動報告の管理 エ 担当者会議(年2回) (2) サポートの調整 育児や家事などの援助をしたい人(提供会員)と援助を受けたい人(依頼会員)の調整 (3) 研修の企画・実施 ア 活動を安心安全に行うため、提供会員への研修会の開催(年5回) イ 研修の周知(提供会員・両方会員・依頼会員・ボランティア活動に興味関心のある人など) (4) 活動の周知 ア ファミサポだよりの発行(年2回) イ 社協広報紙「あいとぴあ」への掲載 ウ 地域の集いの場等での周知、サポートの相談 エ 関係機関へのチラシの配布

2 生活支援体制整備事業	
目 的	地域で誰もが安心して生活し続けられる地域になることを目指し、見守り活動が進み、住民同士の生活支援活動等が生まれるような地域づくりを進める。
内 容	廿 (1) 第1層域(廿日市市全域)での取組み ア 地域活動の担い手を養成する講座の開催 イ 地域づくりを進めるため、市・関係機関と連携 (ア) 日常生活圏域で地域共生社会推進課、地域包括支援センター、地域振興課等との戦略会議の開催 (イ) 委託者である地域共生社会推進課から生活支援コーディネーター(SC)に対する日常生活圏域ごとのヒアリング実施による情報の共有、目的や方向性の明確化 (ウ) 地域包括支援センター主催の地域ケア会議等への参画 ウ 取組みの見える化 (ア) 社協広報紙「あいとぴあ」、地域版広報紙およびホームページ、各種SNSにSCの活動や地域の動きを掲載 (イ) アプリを活用し、地域の活動組織の機能評価、経過記録をデータで管理 エ 局内連携 (ア) SCによる定例会議の開催 (イ) 地域福祉課および生活支援課のつながる会議等で地域の動きの共有 (2) 第2層(廿日市地域)への働きかけ ア 「ささえあいのまちづくり情報交換会」の開催(年1から2回程度) イ 住民懇談会の開催(3箇所) (3) 第3層域への働きかけ ア 佐方 自治会との話し合いの場を設け、地域の動きを共有する(年1回) イ 廿日市 地域で積極的に気になる人へ働きかけを行なっている人と関係を構築する

	ウ 平良 サロンで認知症の学習の機会を設ける(2カ所) エ 原 学校協働本部や市民センターと関係を構築し、地域のニーズや課題を把握する オ 宮内 サロン訪問、市民センターや事業所等を通じて地域の活動者を把握し活動支援を行う カ 串戸 常任委員会へ参加し生活課題を把握(年6回)。地域活動をSNS発信し若い世代の参画を狙う キ 宮園 地域活動組織への後方支援を通じて、生活課題を把握・共有(年5回) ク 四季が丘 サロン運営委員会に参加し地域課題を把握。課題解決に向けた話し合いへ参加(年6回以上) ケ 地御前 地域組織や活動者を把握し、課題や住民意識および解決策の有無が見える化する コ 阿品 二丁目で、避難行動要支援者への支援を基軸とした地域での緩やかな見守り体制の構築を促すために、学習会を開催する(年1回) サ 阿品台 地域の活動者が連携して地域課題に取り組めるように活動者同士の組織化を推進する
佐	(1) 第2層域(佐伯地域全般)のアプローチ 生活課題の解決へ一緒に取組み、担い手のすそ野を拡大 (2) 第3層域(コミュニティ単位)へのアプローチ ア 地区での協議の場に参画 イ 市民センターと連携し、地域課題の発見や解決に向けた講座等を企画 (3) 第4層域(サロン・町内会単位)のアプローチ ア サロンのヒアリングを実施 イ サロン空白地域での「集いの場」の立ち上げを支援 ウ 小地域での「マップ作り等」の働きかけ
吉	(1) 第2層協議体の支援 ア 「生涯暮らし続けられる吉和地域をつくる会」の開催支援 イ 生活地域課題(ニーズ)の把握と、課題解決に向けた取組み支援 (2) 地域懇談会の開催 ア 地域の課題やニーズを把握するため集会所単位7地区での懇談会の開催 イ 「生涯暮らし続けられる吉和地域をつくる会」と協働開催 ウ 地域懇談会を開催することで、住民同士がお互いさまの関係性づくり (3) 戸別訪問によるニーズ把握 ア 懇談会に参加できなかった住民を対象とした戸別訪問 イ 懇談会で話せなかったことや、地域ニーズの収集
大	(1) 先進地事例等の研究(視察)を組み入れた、大野第2層協議体(大野地域福祉推進委員会)の積極的な推進 (2) 第3層協議体の継続支援 ア 1区 福祉部会視察研修に参加 イ 2区 地域福祉会議に参加 ウ 8区

		ふれあい福祉の会に参加 エ 9区 第三層協議体推進会議に参加、自主活動グループの支援 オ 10区 サロン世話人会およびのぞみ会に参加 カ 11区 サロン<集まろう会>に参加(大竹市社協と共同で社協事業説明および相談) (3) 他の区の協議の場設置に向けた働きかけ
	宮	(1) 協議体の支援 ア 第2層協議体の機能の定着 (ア) 宮島地域コミュニティ推進協議会の生活環境福祉部会での地域福祉課題の解決に向けた多様な主体への協力依頼 (イ) サービスの周知やニーズとサービスのマッチングなどの取組みの支援 イ 第3層協議体の機能の定着 (ア) 宮島地域の福祉を考える会で宮島地域の福祉課題解決のための取組みについての協議・検討 (イ) 地域のニーズ(地域課題)把握 (2) 担い手の養成および活動の場とのマッチング 地域福祉活動に必要な知識等を習得する研修の企画実施 (3) 活動団体の支援 地域の生活課題解決に資する住民活動への支援
重点事項	廿	住民主体による地域活動に積極的に参加し、住民同士のつながりや生活課題の把握につとめ、小地域による見守り活動を推進する。地域活動組織の機能充実を目指す。また、地域活動の好事例を広報することにより他地域へ横展開を拡げていく。
	佐	「集いの場」がない地域へアクセスし、集いの場を立ち上げる
	吉	関係機関と連携し、地域懇談会や戸別訪問を実施することで地域課題を把握し、課題解決に向けた取組みにつなげる。
	大	住民主体の地域活動に積極的に参加し、地域のニーズ把握につとめると同時に、住民主体での解決につなげる。
	宮	地域課題や生活ニーズの見える化を進めるとともに、先進事例の学習やボランティア研修等を通じて、小さい地域単位での見守り活動など「地域でできること」を住民主体で具体化し、持続可能な支え合い活動につなげる。

3 地域のつどいの場立上げ支援事業

目的	高齢者対象の新規に立ち上がるふれあいサロンへの助成、助言などを行い、継続的に活動できるよう支援する。
実施内容	(1) 高齢者を対象としたふれあいサロンの立上げ支援 ア サロン運営にかかる財政的な支援(3年間) 2,000円/回×開催回数(上限24,000円) ※初年度は立上げ支援として10,000円の加算有 イ 立上げの際に地域へ訪問し説明

4 地域のつどい・サロン支援事業

目的	ふれあいサロンを通して、人と話す機会の増加、閉じこもり・孤立の防止、新しい人間関係の形成、安否確認、心配事・悩みの発見、生きがいへの貢献、多世代交流等に繋げる。地域住民にふれあいサロン等の社会参加を促し、地域福祉活動の関心を高め、地域福祉力の向上を支援する。
----	---

内 容	廿	(1) ふれあいサロン情報チェックシートの更新(年1回) (2) ふれあいサロンの立ち上げ支援(高齢者以外の障がい・子育てなど) ア サロン運営にかかる財政的な支援(3年間) 2,000円/回×開催回数(上限24,000円) ※初年度は立ち上げ支援として10,000円の加算有 イ 立ち上げの際に地域へ訪問し説明 (3) サロン世話人へ情報提供(随時) (4) レクリエーショングッズ貸出 (5) サロン世話人のための「おしゃべりサロン」開催(3回/年) (6) サロン参加希望者の連絡調整、紹介 (7) サロン訪問 (8) ふれあいサロン活動集の発行
	佐	(1) サロン連絡会議やミニ講座の開催 (2) ふれあいサロン「オルゴール」の開催(各会場月1回) 孤立を防ぐつながりづくりや介護予防を目的とした地域の集いの場を、玖島・友和・浅原の各市民センターで開催 (3) 出前サロンの開催 サロン未開催地域へ出向き、地域の自主運営への移行を支援 (4) お茶の間サロン「花かご」の支援 (5) 地域のつどい・サロン運営の支援および新規立ち上げの支援 (6) 地域のふれあいサロン訪問 (7) レクリエーショングッズの貸出 (8) 各サロンの活動状況を佐伯地域広報紙「ひまわり日和」等で発信
	吉	(1) サロン運営の後方支援(6か所) (2) レクリエーショングッズの貸出
	大	(1) サロン世話人の勉強会の開催(年5回) (2) サロン世話人の交流会、情報交換会(年1回) (3) サロンへの情報提供、保険取り扱い事務および相談 (4) レクリエーショングッズの貸出、整備等管理 (5) サロン立ち上げの支援助成(障がい者サロン・子育てサロン等) (6) サロン運営状況調査 (7) サロン情報等の管理や情報冊子作成(レクリエーショングッズ・サロン活動集)
	宮	(1) サロン運営の後方支援 (2) レクリエーショングッズの貸出

5 (吉) 多機能サロン実施事業

目 的	障がいや高齢、認知症などにより社会参加が難しい人が、仲間とともに規則正しい生活を送り、孤独を感じることなく、心身ともに健康な生活を送れる居場所を提供する。
実施内容	(1) 誰もが参加できるサロンの開催 ア 多機能サロンの開催(原則火曜日・年間14日) イ 食事づくり・ものづくり(折り紙等)・レクリエーション(ハンドベル・障がい者スポーツ等)の実施

6 (宮) 高齢者自立支援事業

目 的	ひとり暮らし高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、介護予防・健康増進に努め、孤独・孤立感の緩和や閉じこもりを解消する地域見守り活動の役割を担った事業を実施する。
-----	--

実施内容	(1) 高齢者給食サービスの実施 サロンの食事会を開催(年6回) (2) ひとり暮らし高齢者懇談会の実施 サロンの食事会を行うとともに、住民が関心のある講演会を開催(年2回) (3) あんしんほっとコールの実施 おはようコールによる、安否確認や健康状態の把握
重点事項	高齢者向けの交流や懇談会を通じて参加者の増加や関心の向上を図るとともに、地域包括支援センターや関係機関と連携し、ちょっとした困りごとの解決や不安の解消、仲間づくりを支援することで、住み慣れた宮島で安心して暮らせる地域づくりを推進する。

7 (廿) ささえあいのまちづくり推進事業

目的	地域の福祉を推進する関係機関等と連携し、地域の中で解決できるよう、地域の支え合い活動を支援する。
実施内容	(1) 地域の活動推進に必要な情報提供 廿日市地域広報紙「つながレター」の発行(奇数月発行) (2) 車いす貸出事業の実施 外出や移動に不安のある市民の社会参加を促す (3) 住民参加型の交流イベント「福祉まつり」の実施 ア 住民同士の支え合い活動の推進、地域活動の啓発 イ ボランティア活動の普及啓発、活動者を増やす ウ 福祉施設の周知・理解促進、福祉関係従事者の視野を広げる エ 福祉教育の取組みにつなげる オ 新たなつながりを創出する カ 地域で活動する団体へ参加を促す

8 (佐) おもいやりのまちづくり推進事業

目的	佐伯地域の住民、福祉に関連する機関等が連携し、それぞれが地域課題をわがこととし、地域の実情に沿った支え合いの仕組みを創出する。
実施内容	(1) 福祉委員活動推進 ア 地域の福祉課題やニーズを発見し、課題解決のために近隣住民に働きかけ、地域で協力・連携することを目的とした福祉委員活動の推進 イ 福祉委員の役割や社協会費・共募募金活動等の協力依頼のため、玖島、友和、津田・四和、浅原の4地区と地域全体で福祉委員会議を開催 (2) 福祉施設等連絡会 佐伯地域で施設間の交流・連携を図り、共通の課題を共有するとともに、今後の取組みについて検討する場としての福祉施設等連絡会の開催 (3) 心と心のハーモニーフェスタ実行委員会の事務局 心と心のハーモニーフェスタ実行委員会の運営支援を通じた、地域福祉の普及啓発 (4) 広報啓発活動 佐伯地域版の広報紙「ひまわり日和」の発行(年6回) (5) 車いすの貸出

9 (吉) いきいき活動推進事業

目的	地域づくり・交流の場づくり・生活支援・情報発信を総合的に推進し、誰もが安心して暮らし続けられる環境を整える。
実施内容	(1) 地域づくりの推進

	ア 「生涯暮らし続けられる吉和地域をつくる会」の支援 (ア) 地域課題の把握と課題解決に向けた取組み (イ) 住民の声を生かした安心のまちづくり (2) 交流の場づくり ア ひとり暮らし高齢者等懇談会「あつまろう家」の開催支援 (ア) ひとり暮らしの方や高齢者が気軽に集える場の提供 (イ) 実行委員会と協力し、交流を通じて笑顔あふれる時間の創出 イ 「よしわふれあいフェスタ」の開催支援 (ア) 地域住民が集い、楽しめるイベントの開催 (イ) 世代を超えた交流イベントを通じて地域の活力を育む (3) 生活支援 ア 葬儀用品の貸出 (ア) 地域住民が葬儀を行うため、必要な物品の貸出 (イ) 吉和独自の地域の助け合い、つながりを保つ イ 「たすけあい号」の貸出 (ア) 福祉関係団体の活動を支援 (イ) 地域内外への移動手段の確保 (4) 情報発信 ア 地域広報誌「ぬくもり」の発行 (ア) 毎月発行(420部) (イ) 地域の情報、活動報告、イベント案内の掲載
重点事項	地域の課題解決に向けた取組みを支援し、地域のつながりや交流、住民が互いに支え合う仕組みづくりを推進するため、地域の声を反映した包括的な取組みを関係機関と連携し実施する。

10 (大)ふれあいのまちづくり推進事業	
目的	地域の福祉を推進する関係機関と連携し、さまざまな取組や活動を協働することで、現行の福祉サービスだけでは対応できない福祉ニーズを地域で解決できるよう、新たな取組みや仕組みを検討する。これにより、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる、住民主体の地域づくりを進める。
実施内容	(1) 福祉部会概況調査の実施 (2) 地域福祉推進委員会の開催(年2回) (3) 地域福祉推進研究協議会の開催(年1回) (4) 各種地域活動への助成 ア 一般会費地区交付金 各区に一般会費の7割を交付し地域福祉活動を推進 イ 地区福祉活動費助成 (ア) 地域の高齢者や障がい児者、子どもを対象に行われる大野地域の区の自主活動による支え合いの活動に対し、その経費の一部を自主活動費として助成 (イ) 地域の高齢者や障がい児者、子どもを対象に行われる大野地域の区の福祉部会による支え合いの活動に対し、その経費の一部を福祉部会活動費として助成 (ウ) 地域の高齢者や障がい児者、子どもを対象に行われる大野地域のサロン活動に対し、その経費の一部をサロン開催費として助成 (5) 地区給食サービスへの助成 区の福祉部会が地域のボランティアを募り、地区の一人暮らし高齢者および障がい者世帯に、食事の提供と安否確認を行う事業に対し、活動経費の一部を助成 (6) 環境美化活動(花いっぱい運動)の推進 各地区が環境美化活動を通して世代間交流や地域と障がい者施設の相互交流を推進することと併せて、障がい者施設の花苗授産活動支援を目的とする

	(7) 福祉ふれあいまつり実行委員会の事務局運営および助成 ア 「大野福祉ふれあいまつり」を企画・運営する イ 「大野福祉ふれあいまつり実行委員会」への運営支援を通じた、住民に対する福祉啓発 (8) 大野地域版広報「ふれまちだより」の発行(年4回) (9) 車いすの貸出
重点事項	(1) 生活支援体制整備事業との連携を強化し、大野地域福祉推進委員会(第2層協議体)の活動を積極的に推進する。そのため、先進事例や地域内の取組みを共有し、福祉課題の解決に向けた新たなアイデアや手法を導入する。これにより、地域の福祉課題について議論を深め、具体的な解決策を模索する場を提供する。 (2) 「ふれまちだより」を作成し、活動内容を住民に分かりやすく伝えることで、理解と協力を得るための広報を行う。さらに、サロン活動などを通じて住民同士のつながりを強化し、共助の意識を高める。地域福祉活動への参加を呼びかけ、住民一人ひとりが主体的に関わる仕組みづくりを検討する。

11 (宮) 福祉コミュニティ支援事業

目的	関係機関と連携し、誰もが安心して、生きがいを持ちながら暮らしていける地域にしていく「福祉のまちづくり」を推進する。
実施内容	(1) 紙門松配付事業 新生活運動の一環として、宮島地域各町内の全世帯に紙門松を配付 (2) 歳末みまもり事業 年末にひとり暮らし高齢者等を対象に、厳島神社の協力のもと、訪問等による見守り活動を行い、安否確認や生活上の困りごとの把握 (3) 福祉団体への支援 ア 各種財団等が実施する助成事業に関する情報提供および申請支援(2団体) イ 事務局支援(3団体)

基本目標 3

多様な選択肢を生み出し、個々に寄り添った仕組みづくり

地域には、高齢者、障がいのある人、子育て世帯、ひとり親家庭、生活に不安を抱える人など、さまざまな背景や思いを持つ人が暮らしています。同じ立場であっても困りごとの内容や必要な支えは人それぞれ異なり、制度やサービスだけでは対応しきれない場合もあります。

また、「迷惑をかけたくない」「相談すること自体にためらいがある」と、一人で抱え込んでしまうことも少なくありません。

そのような現状に対し、一人ひとりの状況や気持ちに寄り添い、その人に合った支え方を選べる環境づくりを進め、制度だけでなく人とのつながりも大切に、誰もが自分らしく暮らせる地域を目指します。

この基本目標に向けて実施する事業は次のとおりです。

事業名		第4期日南市地域福祉活動計画との関連性	予算額 (千円)	財 源	
				自 主	依 存
1	情報支援事業	協働目標 1/推進事項 2 協働目標 5/推進事項 13	5,463	○	○
2	福祉車両貸出事業	協働目標 5/推進事項 13	5,226		○
3	(吉)障がい者社会参加促進事業	協働目標 5/推進事項 13	1,757		○
4	生活困窮者自立相談支援事業	協働目標 5/推進事項 12 協働目標 5/推進事項 15 協働目標 6/推進事項 16 協働目標 6/推進事項 17 協働目標 6/推進事項 18	27,293	○	○
5	生活困窮者家計改善支援事業	協働目標 6/推進事項 17 協働目標 6/推進事項 18	11,902		○
6	母子父子自立支援プログラム策定事業	協働目標 6/推進事項 18	496		○
7	生活福祉資金貸付事業	協働目標 6/推進事項 17 協働目標 6/推進事項 18	14,537		○
8	緊急生活安定資金貸付事業	協働目標 6/推進事項 17 協働目標 6/推進事項 18	1,500	○	
9	ひきこもり支援事業	協働目標 5/推進事項 12	8,854	○	○
10	福祉総合相談事業	協働目標 6/推進事項 18	1,571		○
11	参加支援事業	協働目標 4/推進事項 10 協働目標 5/推進事項 15 協働目標 6/推進事項 18	10,842		○
12	障がい児者福祉推進事業	協働目標 4/推進事項 11 協働目標 5/推進事項 13	205	○	○
13	認知症高齢者等支援事業	協働目標 1/推進事項 1 協働目標 2/推進事項 6 協働目標 4/推進事項 11 協働目標 5/推進事項 14	4,838	○	○

14	障がい児者指定居宅等介護事業	協働目標 5/推進事項 13	22,603	○	
----	----------------	----------------	--------	---	--

各事業の詳細については、次のとおりです。

1 情報支援事業					
目 的	視覚・聴覚障がい者が情報支援を受けることによって、社会参加の機会を広げる。また、地域の受け入れ体制の整備に努める。				
実 施 内 容	(1) 奉仕員養成講座およびフォローアップ研修、連絡会の実施 ア 音訳奉仕員養成講座(全10回) イ 音訳奉仕員フォローアップ研修の開催(年1回) ウ 音訳奉仕員との意見・情報交換を行う連絡会の開催(年4回) エ 点訳ボランティア養成講座(点訳クラブあいと協議し開催) オ 手話通訳者フォローアップ研修(年1回) (2) 視覚障がい者ヘデージー図書、点訳本による情報提供 広報はつかいち、市議会だより、あいとぴあ、さくらびあ物語等の音訳、点訳 (3) 要約筆記奉仕員の団体への派遣調整 (4) 該当年度外でボランティアサークルから講座の要望があった場合、調整し開催する。				

2 福祉車両貸出事業					
目 的	福祉車両を貸し出すことで、身体上の障がいなどによって、移動手段が一般車両では困難な人の移動を支援する。				
実 施 内 容	(1) 市の運行要綱に沿った事業推進と利用者の公平な利用の促進 (2) 依頼時の運転ボランティアと利用者のコーディネート (3) 日々の利用後の車両点検と定期的なメンテナンス (4) サロン、集いの場、社協広報紙「あいとぴあ」での事業の周知				

3 (吉) 障がい者社会参加促進事業					
目 的	障がいのある人の居場所づくりや自立と社会参加を促進するとともに、地域住民との交流を図ることで障がい者に対する理解の促進および障がい者福祉の向上を目指す。				
実 施 内 容	(1) 障がい者の居場所づくり ア 知的障がい者生活訓練教室の開催(原則火曜日・年間35日) イ 食事づくり・モノづくり(折り紙等)・レクリエーション(ハンドベル・障がい者スポーツ等)の実施 (2) 障がい者スポーツを通して、交流と障がい者福祉の増進 ア 障がい者スポーツ教室の開催(開催日：8月下旬) イ 障がい者スポーツ指導員を招いて、障がい者スポーツの体験等 (3) 障がい者の自立と社会参加の促進 ア 障がい者地域社会交流事業(開催日：11月上旬) イ 日帰りバスハイクの実施				

4 生活困窮者自立相談支援事業					
目 的	生活困窮者の自立に向けて、生活困窮者およびその家族並びに関係者からの相談に応じ、個々人の状態に合った支援プランを作成し、必要なサービスや制度等につなぎ、早期の課題解決を図る。				
実 施 内 容	(1) 生活と就労に関する支援員(3職種：主任相談支援員、相談支援員、就労支援員)の配置によ				

	る、生活困窮者の経済的自立の支援 (2) 経済的な自立の見通しが立ちにくい相談者の生活保護制度へのつなぎや、生活保護から自立する人への生活支援 (3) 就労準備支援事業および認定就労訓練事業と連携した受入企業開拓を含めた中間的就労の仕組みづくり (4) 住居確保給付金(家賃補助および初期費用補助)の申請受付 (5) 住宅確保要配慮者に対する支援体制(廿日市市居住支援協議会や不動産事業者等との連携体制など)の構築 (6) 生活困窮から自立を目指す相談者が地域で孤立しないための社会資源との連携 (7) 緊急支援物資(フードバンク)に関する提供体制の構築
重点事項	(1) 生活困窮者自立支援法等の改正の趣旨・内容を理解し、適切な対応をしていく。 (2) 令和7年4月からの住居確保給付金の拡充により、該当する相談者の適切な制度利用によって、自立を促進する。

5 生活困窮者家計改善支援事業

目的	家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出したうえで、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活の再生につなげる。
実施内容	(1) 家計の現状を理解してもらう支援 (2) 行政窓口と同行し、給付制度の利用や税金、公共料金等の滞納を解消する支援 (3) 法律相談と同行し、借金や家賃滞納などの債務圧縮に関する支援 (4) 生活の健全化を図るために必要な貸付のあっせんによる支援 (5) 相談者自身が家計を管理できるようにサポートする支援
重点事項	(1) 関係機関(家計再生事業)と必要に応じて連携し、家計改善に取り組む。 (2) 自主企画を含む各種研修で家計支援に関する知識を習得し、相談支援スキルの向上を目指す。

6 母子父子自立支援プログラム策定事業

目的	自立に向けて意欲的に取り組む、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的とした、住宅支援資金または自立支援教育訓練給付金の申請に必要となる、母子父子自立支援プログラムを策定する。
実施内容	(1) 生活状況、就業への意欲、資格取得への取り組み等の把握 (2) 個々のケースに応じた自立支援プログラムの策定 (3) プログラムに沿った支援状況のフォロー、就労につながるまでの支援 (4) 自立後の生活状況や再支援の必要性を確認するためのアフターケア (5) 新規申込者の受付および説明記録の管理 (6) ハローワークからの情報収集、同行支援等 (7) 該当者への求人情報送付 (8) 各々の自立支援プログラムの経過記録入力 (9) 母子父子自立支援プログラム進行管理表作成 (10) 児童扶養手当現況届送付に合わせた継続意向調査

7 生活福祉資金貸付事業

目的	低所得者、障がい者、高齢者世帯で他の方法によっても日常生活を送る上で一時的に必要な資金が確保できない世帯に対し、経済的自立の促進および生活意欲の向上を図り、生活の自立と安
----	--

	定に向けて、資金貸付と必要な相談援助を行う。 また、生活福祉資金特例貸付(コロナ特例)を利用した人の中で、現在も日常生活全般に困難を抱えている人に継続的な相談支援を行い、経済的自立および生活意欲の向上、社会参加の促進を図りながら、必要に応じて就労支援、家計改善支援事業を利用し、世帯の生活が安定するよう支援(フォローアップ支援)する。
実施内容	(1) 生活福祉資金貸付の相談援助・償還計画の作成・申込受付 (2) 滞納者に対する継続的な相談援助・償還指導の実施 (3) 生活福祉資金特例貸付(コロナ特例)の借受人への償還免除・猶予に関する相談対応や自立相談支援機関や他の関係機関と連携してのフォローアップ支援
重点事項	償還に関する相談で、丁寧な相談対応と自立相談支援機関や他の関係機関と連携し、世帯の生活が安定するよう支援する。

8 緊急生活安定資金貸付事業

目的	生活困窮の状態にある人の経済的自立および生活の安定を目指すため、緊急的かつ一時的な資金貸付と必要な相談援助を行う。
実施内容	(1) 緊急生活安定資金の相談援助と償還計画の作成 (2) 継続的な相談援助と償還指導の実施

9 ひきこもり支援事業

目的	さまざまな事情で家から出ることが難しい人、また、その家族が社会から孤立することを防ぐため、より身近なところで相談ができ、必要な支援が受けられる環境づくりを目指す。
実施内容	(1) 相談窓口および訪問による相談支援 ア ひきこもり支援コーディネーターの配置 イ 個別支援計画を策定し、窓口相談に加えて訪問支援等のアウトリーチを積極的に実施 ウ ひきこもり支援の入り口として、各地域の福祉総合相談窓口と連携できる体制の構築 エ 相談窓口の広報および周知の実施 (2) 居場所づくり ア 当事者のフリースペースの運営 イ スポーツ体験会の企画・実施(年4回) ウ ボードゲーム体験会の企画・実施(月1回) エ 居場所事業とひきこもり支援ステーションとの合同イベントの企画・実施(年2回) オ 居場所事業およびひきこもり支援に関する広報誌の発行(年2回) (3) 普及啓発活動 ア 行政機関、医療機関、教育機関等と連携したパンフレット配布および掲示の拡充 イ 地域行事や各種会議への出席による周知の場の確保 ウ ホームページやSNS等を活用した情報発信 (4) ネットワークづくり・関係機関連携 ア 相談支援ネットワーク会議との連携 イ 重層的支援会議、支援会議への出席 ウ こころの健康づくり委員会との連携 エ 関係機関との情報共有を通じ、ひきこもり支援の円滑な連携体制を構築 (5) 家族会・個別相談会の開催 ア 家族会の運営(隔月1回/偶数月) イ 個別相談会の運営(隔月1回/奇数月) (6) 住民向け講演会・研修会の開催 ア ひきこもりへの理解促進を目的とした講演会・研修会・講座の実施(年3回)(対象:家族、支援者、地域住民)

重点事項	パンフレット配布および掲示の拡充、地域行事や各種会議への出席による周知の場の確保、ホームページやSNS等を活用した情報発信等により、ひきこもり支援の相談窓口としての周知を図り、新規相談につなげる。
------	--

10 福祉総合相談事業

目的	地域住民の抱える各種の問題について広く相談に応じ、その問題解決を図るために、医療・福祉・行政機関等と連携して問題解決に取り組む。あわせて、相談者のニーズに応じた各種事業の実施や地域ニーズに見合った福祉サービスの創設につなげる。
実施内容	(1) 各種相談の実施 ア 福祉総合相談 平日毎日(9:00~17:00) イ 心配ごと相談 廿:毎週水・金 佐:毎月第1・3火 吉:毎月第2・4月 大:毎週木(第4は東市民センター) 宮:毎月第1・3月(13:00~16:00) ウ 司法書士法律相談 廿:第2木、年8回 佐:第2木、年2回 大:第2水、年2回(13:00~16:00) エ 認知症介護相談 廿:第1火(13:30~15:30) 大:第4火(13:00~16:00) オ 不登校相談 廿:第4火(11:00~12:00、13:00~15:00) (2) 心配ごと相談員研修会 ア 研修会 全域:年3回(廿、佐、大) テーマや必要に応じて事務所間でオンライン共有する イ ケース検討 廿:年2回 (3) 相談窓口の周知 ア 小冊子「くらしの相談」更新 イ 「くらしの相談」社協ホームページの情報更新 (4) 相談内容等の分析

11 参加支援事業

目的	廿日市市における重層的支援体制整備事業の一環として、既存の制度・サービスでは対応できない複雑化、複合化した課題を抱える個人や世帯のニーズに対して、地域の社会資源などを活用することで、社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。
実施内容	(1) 複雑化、複合化した課題を抱えた利用者のニーズを把握し、支援メニューとのマッチング (2) 参加支援事業への協力団体を開拓するなど、新たな社会資源の開発 (3) 相談支援ネットワーク会議、重層的支援会議への参加 (4) 就労準備支援事業との情報共有および連携

12 障がい児者福祉推進事業

目的	障がいのある人たちが豊かな地域生活を送ることが出来るよう、ボランティアや地域住民との出会いの場をつくり、社会参加を促進するとともに、障がいに対する理解がある地域づくりを進める。
内容	廿 (1) 学びの場の提供 地域住民を対象に、啓発講座や障がい児者を支えるボランティアの養成講座の開催(年1回) (2) 当事者および家族の支援 ア 学習会の開催(年1回) イ 社協広報紙「あいとぴあ」等に掲載することで当事者活動の見える化を図る (3) 関係機関(はつかいち福祉ねっと等)との連携 佐 (1) 当事者団体等の支援

	ア 精神保健福祉サロン「ちゅうりっぷの会」の支援 イ 佐伯地域精神障がい者家族会「こぶし会」の支援 ウ 機能訓練会「あけぼの会」の支援 エ よしわ・さいき障がい児と親の会「みかん」の支援 (2) 障がい児地域支援体制の充実 関係機関（支所・市民センター・事業所・家族等）と連携し、様々なライフステージに応じた学びの場や交流の場を開催。
吉	(1) 廿日市市障がい者福祉協会吉和支部の活動、事務支援 事務局として行事のサポートや事務支援
大	(1) 当事者活動の支援 ハーモニーOB、OG会(当事者の会)の活動支援 (2) 障がいのある子どもをもつ親の会の支援 ア 「おしゃべり会」の開催(年11回) イ 未就学児および就学児を対象とした学習会の開催(年1回) ウ 個別相談会の開催(年1回) (3) 大野障がい者団体連絡協議会の活動支援 ア 会議への参加 イ 施設関係者の勉強会(年1回) (4) 当事者、家族、事業所、関係団体等誰もが参加できる勉強会の開催(年5回)
宮	(1) 当事者活動の支援やその家族への支援 ア ボランティア活動を通じた、障がいに対する理解の醸成 イ 「地域ふれあいフェスタ」開催など、障がい者の活躍の場の創出 (2) 廿日市市障害者福祉協会宮島支部の活動支援 事務局として会員の活動および運営支援

13 認知症高齢者等支援事業

目 的	認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできるまちにするため、認知症の正しい理解の普及啓発、ネットワーク形成、ツールを活用した支援を行う。
実施内容	(1) 見守り安心ネットワーク事業 ア はつかいち見守り安心ネットワーク事業 外出したまま戻れなくなり行方不明となった人を、公共機関やタクシー会社、コンビニエンスストア、医療機関、ボランティアなどのネットワーク協力機関が、連絡網を通して情報を伝達し、出来る限り早期に発見保護するシステムの運用 イ 廿日市市見守りシール交付事業登録した人が衣服などに見守り(二次元コード)シールを貼り、行方不明になった際、発見者が二次元コードを読み取ると、保護者へ発見通知メールが届くシステムの運用 ウ 位置検索用端末機貸与事業 位置検索用端末機(ココセコム)の利用申請受付、貸出 (2) 認知症キャラバンメイト等事業 ア 認知症サポーター養成講座等の講師役となる認知症キャラバン・メイトの活動支援 イ 認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座の開催 (3) 当事者団体の活動支援
重点事項	廿 市民センター単位での認知症サポーター養成講座の開催(3地区)

14 障がい児者指定居宅介護事業

目 的	障がい児者が地域で安心して生活できることを目的とし、自立の支援を行う。
実施内容	(1) 在宅の障がい児者にヘルパー派遣

	ア 自宅での支援(身体介護・家事支援・重度訪問) イ 通院介助 ウ 行動援護 エ 移動支援 (2) 虐待防止委員会の開催 (3) ヘルパーの研修実施 ア 虐待防止に関する研修 イ 救命講習 ウ 防災研修 エ 感染症に関する研修 オ 強度行動障害支援者養成研修
--	--

基本目標 4

安全で安心して暮らせるまちづくり

地震や豪雨などの自然災害は、いつ起こるかわかりません。また、高齢や障がい、病気などにより、災害時や日常生活の中で不安を抱えながら暮らしている人もいます。こうした不安は外から見えにくく、支援につながるまでに時間がかかることもあります。

そのため、平常時から地域の中で支え合い、いざという時に助け合える体制づくりが重要です。生活の安心を支える取組みを通して、誰もが年齢や状況に関わらず安心して暮らし続けられる支援体制を整え、「困ったときには相談できる」と感じられるまちを目指します。

この基本目標に向けて実施する事業は次のとおりです。

事業名		第4期廿日市地域福祉活動計画との関連性	予算額 (千円)	財 源	
				自 主	依 存
1	日本赤十字社活動資金募集協力事業	協働目標 8/推進事項 21	1,400		○
2	災害救援事業	協働目標 8/推進事項 21	700		○
3	福祉サービス利用援助事業「かけはし」	協働目標 6/推進事項 18 協働目標 7/推進事項 19 協働目標 7/推進事項 20	12,168	○	○
4	法人後見事業	協働目標 7/推進事項 19 協働目標 7/推進事項 20	2,880	○	
5	成年後見利用促進センター事業	協働目標 7/推進事項 19 協働目標 7/推進事項 20	14,229		○

各事業の詳細については、次のとおりです。

1 日本赤十字社活動資金募集協力事業	
目 的	日本赤十字社広島県支部廿日市市地区として、地域住民に「活動資金の協力により、赤十字の事業に参加する」という趣旨を理解していただき、事業の充実と発展に努める。
実 施 内 容	(1) 活動資金(会費)募集活動 目標達成のため、日赤事業の趣旨を周知し、活動資金協力の呼びかけを行う (2) 災害救援物資・見舞金交付対応 (3) 義援金、救援金募集事務 (4) 赤十字講習会の案内および更新手続き (5) 青少年赤十字加盟校の登録事務および加盟促進 (6) 団体支援 (7) 災害救援用自動車の管理(廿日市) (8) 交付金精算事務(廿日市) (9) 作業服貸与管理(廿日市) (10) 会員台帳事務(廿日市) (11) 役職員報告および表彰事務(廿日市)

2 災害救援事業

目 的	災害時に被災者に寄り添いながら生活再建に向けた支援を行う「被災者生活サポートボランティアセンター」をいち早く立ち上げ、円滑に運営するために「廿日市市被災者生活サポートボラネット」の機能を強化する。
実施内容	(1) 廿日市市被災者生活サポートボラネットの運営 ア 推進会議の実施(年1回以上) イ 各マニュアル(事務局運営編、関係機関協働編)の更新 ウ ボラネット構成団体、地域住民等を対象とした講演会、職員を対象としたシミュレーションの実施(年1回程度) (2) 広島県被災者生活サポートボラネットとの連携 ア 災害ボランティアの事前登録の周知 イ 広島県主催の事業担当者会議、研修への参加 ウ 災害発生時の協力(職員派遣、ボランティアバスの運行) (3) 他団体との連携 広島県および県内 13 種別団体、広島県社会福祉協議会が締結した「災害時における安心を共に支え合う相互協力に関する協定」によって結成した相互支援ネットワーク、広島さっそくネットへの協力 (4) 4 市町社協(廿日市市社協、大竹市社協、安芸太田町社協、北広島町社協)との連携 ア 4 市町社協連絡会議 イ 4 市町社協との合同研修会の開催

3 福祉サービス利用援助事業「かけはし」

目 的	認知症や障がい等により判断能力の低下がみられる人が、地域で主体的に安心した生活を送ることができるよう支援する。
実施内容	(1) 利用者に提供するサービス ア 相談(初期相談、契約、支援計画の作成など) イ 利用申請の受付と判断能力等の評価・判定 ウ 支援計画の作成／契約の締結 エ 福祉サービスの利用支援・日常的な金銭管理・書類等の預り (2) 支援体制の推進 ア 初期相談体制の確保 イ 生活支援員の委嘱や研修 ウ 全社協・県社協が実施する各種研修への参加 エ 新規ケース会議および利用調整会議等の開催(随時) オ かけはし事業について市民および関係機関への理解促進・啓発活動 カ 係内会議(廿日市：月1回) キ 事業担当者会議(廿日市・佐伯・吉和・大野・宮島 各5事務所共同開催：年1回) ク かけはし契約準備中の人へのサポート ケ 成年後見利用促進センターとの連携・協働(市民後見人育成との連携など)

4 法人後見事業

目 的	本会が成年後見人、保佐人若しくは補助人を担うことにより、成年被後見人、被保佐人又は被補助人を保護、支援し、誰もが安心して日常生活を送ることができる地域づくりに取り組む。
実施内容	(1) 利用者に提供するサービス ア 成年後見制度に関する相談業務 イ 身上保護・財産管理に関する業務 ウ その他、後見事業に必要な業務(支援体制の構築、広報活動、支援員の育成等) (2) 支援体制の推進

	ア 受任者への支援 イ 廿日市市権利擁護支援地域連携ネットワーク推進会議での法人後見事業年度実績等報告 ウ 後見支援会議の開催 新規ケース対応や受任後の対応等について審議、随時開催 エ 後見支援員養成研修の実施 現在活動中のかけはし支援員を対象に1回程度/年の開催 オ 権利擁護係内職員勉強会の開催 運営体制強化のため、権利擁護係内会議等を活用、後見実務に関する勉強会の実施、ケース検討や関連マニュアル等の整備 カ 地域および関係機関への広報 キ 相談対応、申立支援 ク かけはし利用者の後見等への移行 成年後見制度の利用が適切と思われる契約者について、適切かつ速やかに移行 ケ 移行や受任に関する連携 成年後見制度利用促進センターや地域連携ネットワークの機能を必要に応じて活用 コ 後見支援員の活動体制強化 後見支援員の人数を増加させ、地域での支援力を向上
--	---

5 成年後見利用促進センター事業

目 的	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人の権利を尊重し擁護することにより、地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を図る。
実 施 内 容	(1) 地域連携ネットワークの整備、中核機関の運営 ア 廿日市市権利擁護支援地域連携ネットワーク推進会議の開催(年3回) イ 中核機関の運営 廿日市市成年後見利用促進センターの運営 (2) 成年後見制度の利用促進、中核機関の機能強化 ア 広報機能 (ア) セミナーの開催(年1回程度) 制度の周知、正しい制度理解、意識啓発のためのセミナーの開催 (イ) 出前講座(随時) サロン、民児協、当事者団体、職能団体等への出前講座や勉強会の実施 (ウ) 広報活動 チラシ作成、ホームページ掲載、パネル展示、ハンドブック作成等による広報 イ 相談機能 (ア) 専門相談会の開催(年6回程度) 司法書士、社会福祉士等による成年後見制度に関する相談会の開催 (イ) 相談支援機関からの相談対応、相談体制整備 (ウ) ケース会議への職員派遣(随時) (エ) 後見人等(専門職や親族等)からの相談対応、相談体制整備 ウ 利用促進機能 (ア) 親族申立ての支援 手続き支援や、必要に応じた専門職へのつなぎの実施 (イ) 受任調整機能の運営 受任調整会議の開催(随時) (ウ) 市民後見人候補者バンク登録者へのフォローアップ 座学、訪問研修等によるフォローアップ研修の実施(全6回の計画)および活動機会の確保 (エ) 市民後見人のサポート体制の整備

	専門職への相談体制の整備(アドバイザー契約の締結) エ 後見人支援機能 (ア) 親族後見相談会の実施(イー(ア)専門相談会と兼ねる) (イ) 後見人等の相談窓口、支援体制の検討 (ウ) 市民後見人へのサポート体制の整備(再) オ 権利擁護機能 (ア) 金融機関との連携 地域×金融ミーティングの開催(年1回程度) (イ) 身寄りのいない高齢者・障がい者等の課題に対する支援の検討 (3) 緊急事務管理事業の運営、実施(随時)
重点事項	市民後見人候補者バンク登録者に対し、かけはし事業および法人後見事業での支援員活動等、権利擁護支援が必要な市民等へのサポート活動の機会を継続的に創出する。これらを通して、市民後見人による受任を目指す。

法人運営

この基本目標に向けて実施する事業は次のとおりです。

事業名	予算額 (千円)	財 源	
		自 主	依 存
1 法人運営事業	128,753	○	○

各事業の詳細については、次のとおりです。

1 法人運営事業	
目 的	本法人の運営に係る根幹事業として、役員・評議員会の積極的な経営参画、職員の確保と人材育成、安全な基金運用、事務の効率化を推進し、安定的かつ持続可能な法人運営を推進する。
実 施 内 容	(1) 法人運営 ア 組織体制・事務環境の整備・運用 (ア) 評議員会、理事会、正副会長会議、役員3部会(総務・財務・事業)の開催 (イ) 定款、就業規則、規程等の改廃 (ウ) 人事管理(採用、退職、異動、人事考課など) (エ) 労務管理(給与支給、退職金積立・支給、社会保険事務、労使協定締結など) (オ) 給与計算・会計事務用ソフトウェアおよび事務機器などの維持管理 (カ) 車両管理 (キ) 事務所長会議の運営 (ク) 各種表彰事務 (ケ) 名義使用に関する事務 イ 財務管理および財源の確保 (ア) 会計事務(日次・月次処理、決算、予算管理、基金運用など) (イ) 監査の実施 (ウ) 委託・補助事業等の契約統括 (エ) 補助金交付申請・精算 (オ) 会費、寄付金の事務統括 (2) 人材育成 ア 広島県社会福祉協議会等が開催する研修への職員受講促進(年1~2回/人) イ 職員全体研修・全体会議の開催 ウ 役員・評議員研修会の実施および外部研修への参加促進 エ 市地域包括支援センターへの職員派遣 (3) 中期計画の実施 ア 第4期地域福祉活動計画の実施 イ 第3次中期経営計画の実施

事務局運営

この基本目標に向けて実施する事業は次のとおりです。

事業名		予算額 (千円)	財 源	
			自 主	依 存
1	事務局運営事業	2,051	○	○

各事業の詳細については、次のとおりです。

1 事務局運営事業				
目 的	効果的かつ効率的な事業推進のため、自主財源を確保し、事務環境を整備して事務所を適正に運営する。			
実 施 内 容	(1) 事務局および各事務所の管理運営 (2) 車両や事務機器(ＰＣ・複合機・電話機等)の維持管理 (3) 消耗品の管理 (4) 会員(一般会員・団体会員・賛助会員)の加入促進および受付 (5) 寄附金(一般寄付、香典返し)の受付			
重 点 事 項	廿	社協活動への理解を求め、自主財源の確保のため、SNS等を活用した広報活動や会費・寄付の募集に積極的に取り組む。		
	佐	賛助会員の拡大に向けた新たな取組みを実施する。		
	吉	地域住民に社協活動の理解を深め、会費、寄付金の収入目標の達成、自主財源の確保に努める		
	大	事務の効率化・適正化を図るとともに、自主財源確保に努める。		
	宮	自主財源確保に向け、本会の取組み内容を周知し、福祉への理解や関心を促すような情報発信や分かりやすい広報に努める。		

福祉センター管理

この基本目標に向けて実施する事業は次のとおりです。

事業名		予算額 (千円)	財 源	
			自 主	依 存
1	吉和福祉センター管理事業	12,536		○
2	宮島福祉センター管理事業	16,521		○

各事業の詳細については、次のとおりです。

1 吉和福祉センター管理事業	
目 的	施設利用を通じて、利用者・団体の相互の出会い、ふれあい、学びあいの場となり、健康と福祉の活動の輪が地域につながり、より拡大され、地域の福祉を支える拠点施設とする。
実 施 内 容	(1) 施設を安全に快適に利用いただけるよう、施設、設備および物品の維持管理、修繕業務

	(2) 使用許可等に関する業務 (3) 福祉・保健のための各種事業
重点事項	施設を適正に管理し、利用者が安心して利用できる環境づくりに努めるとともに、関係機関と連携し、地域の交流・活動の拠点としての機能充実を図る。

2 宮島福祉センター管理事業

目的	施設利用を通じて、利用者・団体の相互の出会い、ふれあい、学びあいの場となり、健康と福祉の活動の輪が地域につながり、より拡大され、地域の福祉を支える拠点施設とする。
実施内容	(1) 施設を安全に快適に利用いただけるよう、施設、設備および物品の維持管理、修繕業務 (2) 使用許可等に関する業務 (3) 福祉・保健のための各種事業
重点事項	地域住民や団体の交流・学び・支え合いの拠点と位置づけ、安心・安全な施設管理に努めるとともに、地域課題の把握や関係機関との連携を通じて、持続可能な地域福祉の推進を図る。